

## 第3期科学技術基本計画下における評価専門調査会の活動について

平成18年4月24日  
総合科学技術会議  
評価専門調査会

平成13年1月の総合科学技術会議の設置以降、評価専門調査会においては、競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分に向けて、同会議が自ら実施する国家的に重要な研究開発の評価に係る調査・検討のほか、国の研究開発評価に関するルール（国の研究開発評価に関する大綱的指針）の検討など、我が国研究開発評価の活動全般に係る取組を行ってきた。その結果、第2期科学技術基本計画までに我が国の研究開発評価に対する取組が定着するとともに、評価システムの改革が進展してきたところである。

今般新たに策定された第3期科学技術基本計画下においても、同計画を踏まえ、従前の取組を一層強化し、次のとおり取り組むこととする。

### 1 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価

- 総合科学技術会議が自ら実施する、大規模研究開発（国費総額300億円以上）の評価について、平成17年10月総合科学技術会議決定に基づき、従来の事前評価に加え、平成18年度から新たに実施することとした中間評価、事後評価等に着実に取り組む。  
また、総合科学技術会議が指定する研究開発の評価についても、候補案件の選定理由について明確にしつつ、今後一層機動的に対応していく。
- 第3期科学技術基本計画の下での分野別推進戦略において精選された国家基幹技術の評価を的確に実施する。

### 2 評価システムの改革の推進

- 第3期科学技術基本計画中「第3章 科学技術システム改革」において明示された、「評価システムの改革」について、同計画及び大綱的指針等を受けて各府省及び研究開発機関等が行う評価に係る取組の実施状況を把握するとともに、取組の内容や効果等について調査・検討等を行う。
- 調査・検討結果の各府省等への提示などにより、研究開発評価の現場における評価システム改革への取組を促進する。

- 以上の取組等を踏まえ、我が国の評価システムの一層の発展を図る観点から、大綱的指針の見直しの要否を検討し、必要があれば見直しを行う。
- また、総合科学技術会議が自ら実施する国家的に重要な研究開発の評価方法等の改善を図る。